

国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由												
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>大学教育センター長</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>大学教育センター</u>から選出された教員 1人</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(小委員会)</p> <p>第8条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>入試広報小委員会</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="174 1251 1008 1343"> <thead> <tr> <th>小委員会名称</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	小委員会名称	委員構成	所掌事項				<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>グローバル教育院長</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>グローバル教育院</u>から選出された教員 1人</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(小委員会)</p> <p>第8条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="1070 1251 1733 1343"> <thead> <tr> <th>小委員会名称</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	小委員会名称	委員構成	所掌事項				
小委員会名称	委員構成	所掌事項												
小委員会名称	委員構成	所掌事項												

(略)			(略)		
入試広報 小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学 府及び工学府の副部局長 各1 人 ・生物システム応用科学府副府 長 1人 ・工学府・工学部広報戦略委員 会委員長、農学府・農学部広 報・社会貢献委員会委員長 各 1人 ・大学教育センターから選出さ れた教員 1人 ・学務部教育企画課長 ・学務部入試課長 ・総務部総務課広報・基金室長 ・その他小委員会が必要と認め た者 	<ul style="list-style-type: none"> ・入試広報活動の 基本方針に関する こと。 ・入試広報活動の 企画・実施及び調 整に関すること。 ・入試広報戦略に 関すること。 ・大学教育情報の 発信に関するこ と。 ・大学案内の作成 に関すること。 ・その他入試広報 に関すること。 	(削る)		

附 則(平成30年4月1日細則第4号)
この細則は、平成30年4月1日から施行する。